

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 研究科の組織及び目的（第5条・第5条の2）
- 第3章 教育課程（第5条の3—第6条の11）
- 第4章 課程修了の認定（第7条—第10条の2）
- 第5章 学位授与（第11条・第12条）
- 第6章 教職課程（第13条）
- 第7章 学年、学期及び休日（第14条—第16条）
- 第8章 入学、転学、留学、休学、退学、除籍等（第17条—第30条）
- 第9章 入学検定料及び入学金、授業料等（第31条—第35条）
- 第10章 奨学生（第36条）
- 第11章 教員組織（第37条・第37条の2）
- 第12章 運営組織（第38条—第45条）
- 第13章 収容定員（第46条）
- 第14章 研究指導施設（第47条）
- 第15章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、委託生、外国人留学生及び研究生（第48条—第52条の2）
- 第16章 厚生施設（第53条）
- 第17章 賞罰（第54条・第55条）
- 第18章 学則の変更（第56条）

附則

第1章 総則

（本大学院の目的）

第1条 本大学院は、本大学の目的及び使命に基づき、学問の自由を尊重し、学術の理論及び応用を教授研究し、その精深を究めて、人類文化の発展に寄与することを目的とする。

（自己点検及び評価）

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、本大学以外の者による検証を求めることができる。

（課程）

第2条 本大学院の課程は、博士課程とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を修士課程として取り扱う。

4 この学則において、前項の前期2年の課程を修士課程といい、後期3年の課程を

博士後期課程という。

(課程の目的)

第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとするができる。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導(第5条の3の研究指導のうち当該修士課程に関するものをいう。)を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(最長在学年限)

第4条 本大学院における最長在学年限は、修士課程にあつては4年とし、博士後期課程にあつては6年とする。ただし、修士課程の標準修業年限が、1年以上2年未満の場合にあつては2年とし、4年の場合にあつては6年とする。

第2章 研究科の組織及び目的

(研究科及び専攻の設置)

第5条 本大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。

研究科	修士課程	博士後期課程
経済学研究科	経済学専攻	経済学専攻
法学研究科	法学専攻	民事法学専攻
		公法学専攻
文学研究科	日本語日本文学専攻	日本語日本文学専攻
	英語英米文学専攻	英語英米文学専攻
	哲学専攻	哲学専攻
	歴史学専攻	歴史学専攻
	地理学専攻	地理学専攻
	社会学専攻	社会学専攻
	心理学専攻	心理学専攻
	ジャーナリズム学専攻	
経営学研究科	経営学専攻	経営学専攻
商学研究科	商学専攻	商学専攻
	会計学専攻	会計学専攻

(研究科の教育研究上の目的)

第5条の2 本大学院の研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 経済学研究科は、経済学の分野で、高度の専門的知識及び能力を有する高度の専門職業人、多様に発展する社会の様々な分野で活躍する高度で知的素養のある人材並びに創造性豊かで確かな教育能力を有する大学教員その他の研究者を

養成することを目的とする。

- (2) 法学研究科修士課程は、法的創造性豊かな研究者等並びに研究能力及び教育能力を兼ね備えた大学教員、卓越した法的専門知識及び能力を有する高度の専門職業人並びに知識基盤社会を多様に支える法的考え方に習熟した知的人材を養成することを目的とし、博士後期課程は、修士課程及び法科大学院等専門職大学院における教育を基盤として、高度の専門知識及び能力を備え、国際社会における貢献に資するとともに、国際競争力を有する研究教育に優れた大学教員、研究者等を養成することを目的とする。
- (3) 文学研究科は、創造性豊かな研究能力及び開発能力を有するとともに、多様な分野の研究機関及び教育機関の中核を担う研究者、優れた研究能力及び教育能力を兼ね備えた大学教員、高度の専門知識及び能力を身に付けた専門職業人並びに知識基盤社会を多様に支える知的で深い教養のある人材を養成することを目的とする。
- (4) 経営学研究科は、経営学及び情報管理の分野において、創造性豊かな研究能力を有する研究者等、確かな教育能力を兼ね備える大学教員並びにこれらの分野に関する卓越した専門知識及び能力を有する高度の専門職業人を養成することを目的とする。
- (5) 商学研究科は、商学及び会計学に関する基礎理論及び幅広い教養の基礎の上に、高度の専門的知識及び能力を有する高度の専門職業人、知識基盤社会を支える人材並びに研究能力及び教育能力を有する大学教員を養成することを目的とする。

第3章 教育課程

(編成)

第5条の3 本大学院は、本大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文及び特定の課題についての研究の成果の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目及び履修方法等)

第6条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 授業科目の授業は、講義、演習、実験、実習又はこれらの併用によって行うものとする。

- 3 各研究科における授業科目及び履修方法等は、別表第1に掲げるとおりとする。
(単位の互換等)

第6条の2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、次に掲げる単位を、それぞれ15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 学生が本大学院と協定を締結した他の大学院（外国にあっては、これに相当する高等教育研究機関を含む。）の授業科目又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定による特別の課程を履修し、修得した単位
- (2) 学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）において修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生と

して修得した単位を含む。)

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(他の研究科等の授業科目で修得した単位の認定)

第6条の3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科又は学部の授業科目を履修し、修得した単位を、課程修了に必要な単位として認定することができる。

第6条の4 削除

(夜間等の研究指導)

第6条の5 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第6条の6 授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学識・能力の評価に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験の方法及び時期)

第6条の7 試験は、履修した授業科目について、筆記又は口述により行うものとする。ただし、論文の提出その他の方法により行うことができる。

2 試験は、学年末又は学期末に行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の要件)

第6条の8 試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。

2 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

(成績評価)

第6条の9 成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。

2 前項の場合において、成績評価の区分は、90点以上をS、85点以上90点未満をA+、80点以上85点未満をA、75点以上80点未満をB+、70点以上75点未満をB、65点以上70点未満をC+、60点以上65点未満をC、60点未満をFとする。

3 前項の成績評価の区分に応じてグレード・ポイントを付与し、グレード・ポイント・アベレージ(GPA)を算出する。この場合において、グレード・ポイントは、Sを4.0、A+を3.5、Aを3.0、B+を2.5、Bを2.0、C+を1.5、Cを1.0、Fを0.0とする。

4 第1項の規定にかかわらず、認定により授与される単位の成績評価は、認定(N)とすることができる。この場合において、グレード・ポイントは付与せず、グレード・ポイント・アベレージ(GPA)の算出対象としない。

(成績評価基準等の明示等)

第6条の10 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果、学位論文及び第7条第1項の規定により修士課程の修了要件となる特定の課題についての研究の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

第6条の11 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に努めるものとする。

2 前項の目的を達成するため、本大学院にファカルティ・ディベロップメント委員会を置く。

3 ファカルティ・ディベロップメントに関し必要な事項は、別に定める。

第4章 課程修了の認定

(修士課程の修了要件等)

第7条 修士課程の修了の要件は、修士課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の認定には、その研究に必要な1か国語以上の外国語によく通じていることを条件とする。

3 第1項の特定の課題についての研究の成果の内容及びその審査に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(在学期間の短縮)

第7条の2 本大学院は、第6条の2第1項第2号の単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本大学院の修士課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件等)

第8条 博士課程の修了の要件は、博士課程に、修士課程における在学期間に3年を加えた期間(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、第18条第2号イからオまでの入学資格により博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項又は前項の認定には、その条件として必要な2か国語以上の外国語に通じていることが要請される。

(試験)

第9条 第7条第1項並びに前条第1項及び第3項の試験は、学位論文を中心として、これに関連のある授業科目について行う。

(審査等の期日)

第10条 修士の学位論文及び第7条第1項の規定により修士課程の修了要件となる特定の課題についての研究の成果の審査及び試験は、2月末日までに行う。

2 博士の学位論文の審査及び試験は、論文受理後1年以内に行う。

(課程修了の時期)

第10条の2 課程修了の時期は、学年末とする。ただし、本大学院の認めた者に対しては、学期末とすることができる。

2 前項ただし書に規定する学期末修了の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学位授与

(学位の授与)

第11条 本大学院において、各研究科の課程修了の認定を得た者には、次の学位を授与する。

経済学研究科

修士(経済学)

博士(経済学)

法学研究科

修士(法学)

博士(法学)

文学研究科

修士(文学)

修士(哲学)

修士(歴史学)

修士(地理学)

修士(社会学)

修士(心理学)

修士(ジャーナリズム学)

博士(文学)

博士(哲学)

博士(歴史学)

博士(地理学)

博士(社会学)

博士(心理学)

経営学研究科

修士(経営学)

修士(情報管理)

博士(経営学)

博士(情報管理)

商学研究科

修士(商学)

博士(商学)

(博士課程を経ない者の学位の授与)

第12条 本大学は、博士課程を経ることなくして博士の学位論文を提出する者に、博

士課程における学位授与の方法に準じて学位を授与する。

第6章 教職課程

(設置等)

第13条 各研究科の専攻に応じて、修士課程に中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く。

2 前項の免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教員の免許状の種類	免許教科
経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
法学研究科	法学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
文学研究科	日本語日本文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語
	英語英米文学専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
	哲学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
	歴史学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	地理学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	社会学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
心理学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民	
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
		高等学校教諭専修免許状	商業
商学研究科	商学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
	会計学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業

第7章 学年、学期及び休日

(学年の始期及び終期)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(学期の区分)

第15条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(定期休業日及び臨時休業日)

第16条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 大学記念日 10月30日
- (4) 夏期休業 7月下旬から9月下旬までの間で、学長が別に定める期間
- (5) 冬期休業 12月下旬から翌年1月初旬までの間で、学長が別に定める期間
- (6) 春期休業 2月初旬から3月下旬までの間で、学長が別に定める期間

2 休業日の変更又は臨時の休業日については、その都度公示する。

3 学長は、必要がある場合は、休業日若しくは休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第8章 入学、転学、留学、休学、退学、除籍等
(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第18条 本大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院が行う所定の試験に合格したものとする。

(1) 修士課程

ア 大学を卒業した者

イ 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

ウ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

エ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

オ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

カ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

キ 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

ク 文部科学大臣の指定した者

ケ 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

コ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(2) 博士後期課程

ア 修士の学位又は専門職学位を有する者

イ 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

エ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

オ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

カ 文部科学大臣の指定した者

キ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学の試験及び選考)

第19条 入学を志願する者は、所定の試験又はこれに代わる選考（以下「入学の選考」という。）を受けなければならない。

2 入学志願者については、その志望する研究科の専攻分野に入学するために必要な学力の考査を行う。

3 入学の選考は、研究科委員会が定める方法により、学力及び人物の判定に基づいて行う。

(転学の許可)

第20条 本大学院は、他の大学院から転学を希望する者がいるときは、欠員のある場合に限り、前条の入学の選考に準ずる考査を経て入学を許可することができる。

(入学志願者の手続)

第21条 入学を志願する者は、入学願書その他の出願書類に入学検定料を添えて、指定期日までに、本大学院に提出しなければならない。

(入学手続)

第22条 入学を許可された者は、指定期日までに、本大学院に所定の入学手続書類を提出し、入学金及び授業料等を納入しなければならない。

2 入学の手続を終えた者には、学生証（身分証明書）を交付する。

(留学)

第23条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生は、本大学院が協定を締結した外国の大学の大学院（これに相当する高等教育研究機関を含む。）に留学することができる。

2 前項の規定による留学の期間は、1年を限度として修業年限に含めることができる。

3 留学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第24条 学生が疾病その他やむを得ない事由により長期にわたり欠席しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

(休学の期間)

第25条 休学の期間は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、学長は、引き続き休学を許可することができる。

2 休学は、通算して2か年を超えることができない。

(復学)

第26条 休学した学生は、その事由がやんだときは、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受けて復学することができる。

2 復学の時期は、学年の始めとする。

(休学期間の在学年数への不算入)

第27条 休学期間は、在学年数に算入しない。

(退学)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(再入学)

第29条 退学した者が再入学を希望するときは、その理由を付して、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受けて再入学することができる。

2 再入学の時期は、学年の始めとする。

(除籍)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

- (1) 指定された期限までに当該年度の履修すべき授業科目登録を行わない者その他本大学院で修学する意志がないと認められた者
- (2) 指定された期限までに授業料その他の学費を納入しない者
- (3) 在学年数を超過した者

第9章 入学検定料及び入学金、授業料等

(入学検定料及び入学金、授業料その他の学費)

第31条 入学検定料及び入学金、授業料その他の学費は、別表第2に掲げるとおりとする。

(学費の納入)

第32条 入学金、授業料その他の学費は、本大学院の定める期間内にそれぞれ納入しなければならない。

(休学者の学費)

第33条 休学者の学費は、別に定める。

(既納の学費の不返還)

第34条 既に納入した授業料その他の学費は、返還しない。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない。

(実験・実習費等の徴収)

第35条 必要に応じて、実験・実習費等を徴収することがある。

第10章 奨学生

(奨学生制度)

第36条 本大学院に、奨学生を置くことができる。

- 2 奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 教員組織

(授業及び研究指導の担当教員)

第37条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学院の教育研究上の目的を達成するため、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保することにより組織的な教育が行われるよう留意するものとし、本大学専任の教授、准教授又は講師がこれを担当する。ただし、特別の事情がある場合には、客員教員又は兼任講師に担当させることができる。

- 2 本大学院の任期を定めて任用する教員及び客員教員に関し必要な事項は、別に定める。

(任期制助手)

第37条の2 本大学院は、期間を定めて任用する任期制助手を置くことができる。

- 2 本大学院の期間を定めて任用する任期制助手に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 運営組織

(大学院委員会及び研究科委員会の設置)

第38条 本大学院に大学院委員会を置き、各研究科に研究科委員会を置く。

(大学院委員会の構成員)

第39条 大学院委員会は、学長、各研究科長及び各研究科委員1名をもって構成する。

(大学院委員会の委員長)

第40条 大学院委員会の委員長は、学長とする。

(大学院委員会の審議事項)

第41条 大学院委員会は、本大学院の各研究科に関する共通の重要事項を審議する。
(研究科委員会の構成員)

第42条 研究科委員会は、各研究科の委員である専任教員をもって構成する。
(研究科長)

第43条 研究科委員会の長は、研究科長とし、研究科委員のうちから選出する。
(研究科長の任期)

第44条 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
(研究科委員会の審議事項等)

第45条 研究科委員会は、学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関すること。
- (2) 試験に関すること。
- (3) 学位論文及び第7条第1項に規定する修士課程の修了要件となる特定の課題についての研究の成果の審査に関すること。
- (4) 学生の指導及び賞罰に関すること。
- (5) 教育課程に関すること。
- (6) 授業科目担当者に関すること。
- (7) 学則及び規程の改廃に関すること。
- (8) 自己点検・評価に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めたこと。

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第13章 収容定員

(収容定員)

第46条 本大学院における各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	25	50	3	9
法学研究科	法学専攻	25	50		
	民事法学専攻			3	9
	公法学専攻			3	9
文学研究科	日本語日本文学専攻	10	20	3	9
	英語英米文学専攻	5	10	2	6
	哲学専攻	5	10	2	6
	歴史学専攻	10	20	5	15
	地理学専攻	5	10	3	9
	社会学専攻	5	10	3	9
	心理学専攻	10	20	3	9
	ジャーナリズム学専攻	5	10		
経営学研究科	経営学専攻	20	40	3	9

科					
商学研究科	商学専攻	10	20	2	6
	会計学専攻	15	30	2	6
計		150	300	37	111

第14章 研究指導施設

(研究指導施設の利用)

第47条 研究指導施設については、本大学の研究諸施設及び図書館を学生に利用させて研究の便宜を図る。

第15章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、委託生、外国人留学生及び研究生

(科目等履修生)

第48条 本大学院は、本大学院の学生以外の者が単位を修得する目的で本大学院の授業科目の履修を希望するときは、正規学生の学修を妨げない限り、各研究科においてその学力を考査の上、科目等履修生として許可することができる。

(聴講生)

第48条の2 本大学院は、本大学院の授業科目の聴講を希望する者があるときは、正規学生の学修を妨げない限り、各研究科においてその学力を考査の上、聴講生として許可することができる。

(特別聴講生)

第49条 本大学院は、本大学院と協定を締結した他の大学院の学生が本大学院の授業科目の履修を希望するときは、特別聴講生として許可することができる。

(委託生)

第49条の2 本大学院は、公共団体その他の機関等からの委託によって本大学院の授業科目の聴講を希望する者があるときは、各研究科においてその学力を考査の上、委託生として許可することができる。

(外国人留学生)

第50条 第18条の規定にかかわらず、本大学院は、外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者又はこれに準ずる者が本大学院へ入学を希望するときは、各研究科においてその学力を考査の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定による入学の許可を受けようとする者は、必要な書類のほか、日本に在住して、教育研究に従事することが適法であることを証明する外国政府その他の官公署の証明書を提出しなければならない。

(研究生)

第51条 本大学院は、本大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、正規学生の研究指導を妨げない限り、各研究科においてその学力を考査の上、研究生として許可することができる。

2 研究生の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 修士課程を修了した者
- (3) 博士後期課程の所定の単位を修得し、退学した者

(科目等履修生等の取扱い)

第52条 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、委託生、外国人留学生及び研究生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(学部学生の履修の許可)

第52条の2 本大学院は、本大学の学部学生が本大学院の正規の単位を修得することを目的として特定の授業科目の履修を願い出た場合には、各研究科においてその学力を考査の上、これを許可することができる。

2 本大学の学部学生の大学院授業科目の履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第16章 厚生施設

(厚生施設の利用)

第53条 本大学院の学生は、本大学の厚生施設を利用することができる。

第17章 賞罰

(処分)

第54条 本学則又は諸規程に違反した者その他学生としての本分に反した者は、その軽重に応じて、けん責、停学又は退学に処する。

(退学処分)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認めた者
- (2) 学力劣等であって研究能力がなく、成業の見込みがないと認めた者
- (3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第18章 学則の変更

(学則の変更)

第56条 本学則の変更は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

本学則は、昭和27年4月1日から施行する。
本学則は、昭和29年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和30年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和38年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和45年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和46年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和48年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和49年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和50年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和51年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和52年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和54年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和56年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和60年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和61年4月1日から改正施行する。
本学則は、昭和63年4月1日から改正施行する。
本学則は、平成元年4月1日から改正施行する。
本学則は、平成2年4月1日から改正施行する。
本学則は、平成3年4月1日から改正施行する。
本学則は、平成3年11月1日から改正施行する。
本学則は、平成4年4月1日から改正施行する。
本学則は、平成5年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成6年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成7年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成8年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成9年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成10年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成11年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成12年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成13年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成14年4月1日から改正施行する。

ただし、平成13年度までに文学研究科国文学専攻、英文学専攻及び史学専攻に入学した者で、改正後も在学している者には、別表Ⅰ（授業科目及び履修方法）を適用する。

本学則は、平成14年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成14年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成15年4月1日から改正施行する。

ただし、平成14年度までに法学研究科修士課程私法学専攻、公法学専攻及び博士後期課程公法学専攻、文学研究科修士課程地理学専攻、商学研究科修士課程商学専攻及び博士後期課程商学専攻に入学した者で、改正後も在学している者には、別表第Ⅰ（授業科目及び履修方法）を適用する。

本学則は、平成16年4月1日から改正施行する。

ただし、法学研究科修士課程私法学専攻及び公法学専攻は、改正後の学則第5条の規定にかかわらず平成15年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

また、平成15年度までに文学研究科修士課程心理学専攻及び博士後期課程心理学専攻、経営学研究科修士課程経営学専攻及び博士後期課程経営学専攻に入学した者で、改正後も在学している者には、別表第Ⅰ（授業科目及び履修方法）を適用する。

本学則は、平成17年4月1日から改正施行する。

ただし、平成16年度までに経営学研究科修士課程経営学専攻及び博士後期課程経営学専攻に入学した者で、改正後も在学している者には、別表第Ⅰ（授業科目及び履修方法）を適用する。

本学則は、平成18年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成18年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成19年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成19年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成20年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成21年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成22年4月1日から改正施行する。

平成21年度以前の経済学研究科修士課程経済学専攻入学者については、改正後の専修大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、改正前の別表第Ⅰ（授業科目及び履修方法）を適用する。

改正前の第5条第2項、第7条第4項、第11条、第16条第2項及び別表第Ⅰ(1)の規定は、経済学研究科修士課程経済学専攻エコノメトリックス・コースに在学する者が当該コースに在学しなくなるまでの間、なおその効力を有する。

平成21年度以前の商学研究科修士課程商学専攻入学者については、改正後の学則の

規定にかかわらず、改正前の別表第 I（授業科目及び履修方法）を適用する。

本学則は、平成23年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成24年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成25年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成26年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成27年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成28年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成29年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成30年4月1日から改正施行する。

本学則は、平成31年4月1日から改正施行する。

本学則は、令和2年4月1日から改正施行する。

本学則は、令和3年4月1日から改正施行する。

本学則は、令和4年4月1日から改正施行する。

本学則は、令和5年4月1日から改正施行する。

本学則は、令和6年4月1日から改正施行する。

本学則は、令和7年4月1日から改正施行する。

本学則は、令和8年4月1日から改正施行する。

別表第 1（第6条関係） 省略

別表第 2（第31条関係） 省略